

令和7年度運用規定変更による利用方法改訂について

日頃より当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和7年度より運用規定が一部変更となりますので、下表よりご確認ください。

| 旧 | 新 |
|--|--|
| 取消し(キャンセル)料 15日以前半額 | 条例に基づき、指定管理者が相当の理由があると認められた時のみ半額 半額対象理由 例)・天候による使用中止の場合 ・熱中症アラート発令等、運動することが望ましくない場合 |
| 取消し(キャンセル)による ペナルティーポイント制度無し(変更も含む) | 取消し(キャンセル)による ペナルティーポイント制度の導入(変更も含む) 詳細は別紙参照 |
| つがる市より減免利用を認められている団体の 時間外請求無し | つがる市より減免利用を認められている団体の 時間外請求発生 |